

令和6年度上大久保中学校だより

上中だより

第7号

令和6年11月1日(金)発行

学校教育目標

「温かい学校 感動あふれる学校」

さいたま市立上大久保中学校

〒338-0824 さいたま市桜区上大久保861-1 TEL.855-3901

<http://kamiokubo-j@saitama-city.ed.jp>

「AI (人工知能) にはできないこと」 校長 ^{たかく}高久 ^{まさゆき}正行

今日から11月！2学期の折り返しとなりました。この10月は、新人体育大会から始まり、中間テスト、さいたま市中学校駅伝競走大会、合唱コンクール、つぼみの日とイベント続きの毎日でしたが、生徒一人ひとりよく頑張ってくれました。市駅伝では、男女ともに大健闘の走りを見せてくれ、サポートメンバー共々駅伝部として立派に活動してくれました。今回の経験をきっと今の1・2年生がしっかりと糧をつないでくれることと期待しています。また、合唱コンクールには、多くの来賓・保護者の皆様にご鑑賞いただき誠にありがとうございました。どのクラスも素晴らしいハーモニーを奏でるとともに、大きな口を開け、楽しく歌っている姿がとても印象的でした。スローガン「届け、感動の Colorful Sound」が達成できた行事となりました。

11月に入り、3年生にとってはよいよ進路選択がより現実的に迫ってきていることを実感するような時期になってきました。勉強はもちろんですが、進路相談でのアドバイス等を踏まえ、夢の達成に向けてこれからの毎日を過ごしてほしいと願っています。さて、進路を話題にする際必ず頭をよぎることがあります。それは、約10年前に発表された「20年後までに人間の仕事の約50%が人工知能(AI)ないしは機械によって代替され消滅する」との予測です。実際、工場では機械化がどんどん進み、高度なレベルの作業を機械が行っている映像を見ますし、「AIを使った〇〇」という言葉もほぼ毎日聞くようになってきたと感じています。「AIが人間の能力をいつか超えるのでは？」という問いに対して様々な意見があります。その中で、「AIは人間を超えられない」と主張する人たちの理由を見ると、「AIはこれまでやったことがないものはつくれなない」ということにあるようです。つまり、AIは、現状にある問題を発見し、全くの白紙からアイデアを生み出すことはできないということになります。だからこそ、私たちは、そもそも現状にはどんな問題が存在しているのかを発見する能力を磨いていく必要があるのではないのでしょうか。好きなテレビ番組にNHKで放送中の「新プロジェクトX～挑戦者たち」があるのですが、先日、「電動アシスト自転車」の開発について取り上げていました。世界初の乗り物が誕生するまでには様々な困難があり、「99%無理」と言われる中、「きっと誰かの役に立つ」という強い思いを胸に、開発チームのメンバーは諦めずに開発を続けていったという内容でした。この番組で取り上げられる人々に共通するのは、開発に向けた情熱、誰かのためにという気持ち、自分に与えられた仕事を最後までやり通そうとすること、と感じています。これらは、AIに取って代われないもの、つまり人として大切にしていきたいことだと思うのです。



第24回市中学校駅伝競走大会

4月の「全国学力・学習状況調査(中学3年生対象)」において、「将来の夢や目標を持っていますか」の質問に対し、肯定的な回答は64.6%(全国平均66.3%)でした。それから半年が過ぎ、進路選択を考える中で、夢や希望をもつ生徒は多くなっていることでしょう。そこで、10月から始まった校長・教頭との面接練習では、3年生に夢を語ってもらっています。若い世代がもつ夢の力は、本当に大きな力になると思います。AIにはない、人としての熱い思いをもちつつ、進路決定に向けて精進してくれることを祈っています。



「大久保東公民館文化祭」と「むつめ祭」に参加します!!

11月16日(土)午前中、吹奏楽部による演奏と7組生徒が制作した作品の頒布会が行われます。16日(土)・17日(日)の両日とも美術部による絵画も展示されます。また、吹奏楽部は、埼玉大学の「むつめ祭」において、埼玉大学吹奏楽部との合同演奏を11月23日(土)午前中に行います。ぜひ日頃の生徒の頑張っている成果をご覧ください。



さいたま市ネット安心相談をご利用ください

インターネットやSNS上で悪口を言われたなどの悩みを相談できる窓口ができました。ひとりで悩まず、相談してください。
相談内容…インターネット上で悪口を言われた等の悩みなど
相談日…月曜日～金曜日 ※祝・休日、及び年末年始を除く。
相談手段…メールフォームでの相談、又は電話による相談
(電話相談の時間は、18時～20時)



詳細は左の「QRコード」を読み取ってご確認ください。

【注目!!】 道路交通法が改正され、**11月から自転車運転中にスマートフォン等を使用する「ながら運転(ながらスマホ)の罰則が強化されます。** 自転車による事故から自分自身や周囲の人を守るために、各ご家庭でも改めて自転車の運転に関するルールをご確認ください。(併せて、「自転車の酒気帯び運転」が新たに罰則の対象となります。)